



大切な人や自分の命を守るために

津波・高潮被害に備える

3月7日から津波警報の基準等が変わります

気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震による津波被害の甚大さを考え、津波警報等の改善を検討し、3月7日から新しい発表基準や情報文による津波警報等の運用を開始します。

☎ 083-234-4007 関下関地方気象台防災業務課

◎津波警報・注意報等の主な変更内容

- ① **マグニチュード8を超える巨大地震**の場合は、その海域における**最大級の津波を想定して**、大津波警報や津波警報を発表します。このとき、予想される津波の高さを「**巨大**」「**高い**」という言葉で発表し、**非常事態**であることを伝えます。
- ② 大津波警報や津波警報が発表されているときには、観測された津波の高さを見て、これが最大だと誤解されないように、津波の高さを数値で表さずに「**観測中**」と発表する場合があります。
- ③ 正確な地震の規模が判明した場合、予想される津波の高さを**1m, 3m, 5m, 10m, 10m超の5段階**で発表します。



沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や頑丈な建物など安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

海の中にいる人は、直ちに海から上がり、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

◎津波警報・注意報の分類、とるべき行動

	予想される津波の高さ		
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

※詳しくは下関地方気象台ホームページ(<http://www.jma-net.go.jp/shimonoseki/tsunami/>)をご覧ください。

≫ 海拔表示板を設置しています

本市では、津波被害および高潮被害から、大切な命を守るための対策の一環として、平成24年度から平成28年度までの5か年計画で海拔表示板の設置を予定しています。

今年度は、市の関係施設、避難所、小中学校、公共施設等の114箇所に海拔表示板を設置し、来年度以降は、海沿いの地域を中心に、市道の電柱等に随時設置していきます。

△ 海拔表示板とは？

海拔表示板は、津波の高さを表したものではありません、それぞれの看板設置場所の海拔（海水面から測った陸地の高さ〈標高〉）を表します。居住地域の海拔がどの程度であるか日ごろから認識し、自治会や家族などで津波・高潮被害に対する警戒と防災意識を持ち、避難経路や避難場所を確認するために利用しましょう。



☎ 総務課 (82-1122)



▲設置例（高千帆福祉会館）